

公益社団法人

# 日本社会 福祉士会 NEWS


**No.208**  
**JUNE.2023**

 ホームページのURL  
<https://www.jacsw.or.jp/>

「こども家庭ソーシャルワーカー」創設にむけて ～3ルートの概要が固まる～	1
国際関係情報	4
新しく都道府県社会福祉士会に入会された皆さまへ	5
e-ラーニング講座のご案内	6
連載④ 認定社会福祉士をとうろく! ～認証研修を受けよう～	8
大分大会 まもなく開催 申込み延長中!	10
2024年度の全国大会・栃木大会の大会テーマが決定しました	10
2022年度臨時総会を開催しました	11
2023年度通常総会の議案について	12
2022年度補助金・助成金事業報告	12
2023年度行事予定表	15
事務局組織図	16
情報コーナー	16
四谷事務局だより	16

## 「こども家庭ソーシャルワーカー」創設にむけて ～3ルートの概要が固まる～

2022年6月の児童福祉法の改正により、子ども家庭福祉分野の新たな資格が創設されることになりました。2023年3月、厚生労働省の「子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会」（以下「検討会」）での協議の結果、新たな資格は「こども家庭ソーシャルワーカー」の名称でスタートすることとなりました。

こども家庭ソーシャルワーカーは、虐待を受けた子どもの保護や、要保護児童、要支援児童等の在宅支援など、こども家庭福祉に係る相談援助業務を適切に行うことができる能力を有すると客観的に認められる者が取得できる資格として、主に、児童相談所や市区町村（こども家庭センター等）、地域の子育て支援機関、児童福祉施設などの職員が取得することが想定されています。

検討会による報告書から、資格の取得のルートや要件などの概要についてお知らせします。

### 3つの取得ルート

こども家庭ソーシャルワーカーの取得には3つのルートが示されました。各取得ルートの概要は以下のとおりです。(図1参照)

#### ①相談援助有資格者ルート

社会福祉士または精神保健福祉士であり、さらに一定程度のこども家庭福祉の相談援助業務の経験がある者（2年以上）が対象です。また、一定程度のこども家庭福祉の相談援助業務経験がない場合でも、相談援助業務の経験が2年以上あり、こ

ども家庭福祉の相談援助業務（業務量は問わない）を行ったことがあれば、「追加研修」を受講することで、本ルートの対象となります。(実務経験の範囲は、表1参照)

②相談援助実務経験者ルート（当面の間の経過措置）  
一定程度のこども家庭福祉の相談援助業務の経験がある者（4年以上）が対象です。

③保育所等保育士ルート（当面の間の経過措置）  
地域連携推進員・保育所長・主任保育士・副主任保育士等のいずれかで、相談援助業務の経験がある者（4年以上）が対象です。

(表1) 認定資格の相談援助業務の実務経験 出典：子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会 とりまとめ (p29)

<表2 認定資格の相談援助業務の実務経験として認められる業務の範囲として認められる施設 (例) >

対象	認定資格の相談援助業務の実務経験として認められる業務の範囲として認められる施設 (例)
子ども又はその家庭に対する支援を行っている旨の証明をせずとも、実務経験として認められるもの	児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害児通所支援事業を行う施設、障害児相談支援事業を行う施設、乳児院、教育機関、児童自立生活援助事業を行っている施設、子育て短期支援事業を行っている施設、児童家庭支援センター、子ども家庭総合支援拠点、子育て世代包括支援センター、その他都道府県又は市町村の児童家庭相談業務を行う部署
子ども又はその家庭に対する支援を行っている旨の証明をした場合に、実務経験として認められるもの	保健所、病院及び診療所、身体障害者更生相談所、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、福祉に関する事務所、婦人相談所、婦人保護施設、知的障害者更生相談所、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター、老人介護支援センター、母子・父子福祉センター、介護保険施設、指定介護療養型医療施設、地域包括支援センター、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業、一般相談支援事業を行う施設、特定相談支援事業を行う施設、授産施設、宿所提供施設、老人ホーム、刑事施設、少年院、少年鑑別所、更生保護施設、保護観察所、「精神障害者地域移行支援特別対策事業」を行っていた施設、地域若者サポートステーション、子ども・若者総合相談センター

### 各ルートの研修時間

子ども家庭ソーシャルワーカーを取得するためには、いずれのルートでも「子ども家庭福祉指定研修(100.5時間)」の受講が必要です。さらに、前記①のルートで一定程度の子ども家庭福祉の相談援助業務がない場合は、「追加研修(24時間)」の受講を要します。また、前記②または③のルートでは、「ソーシャルワークに関する研修(②=97.5時間、③=165時間)」の受講が必要となります。

研修は「講義」「演習」「見学実習」の3種類で構成されており、原則として対面形式で行われます。ただし、一部の講義などでは、オンライン研修の導入も可能となる見込みです。

各ルートで所定の研修を修了したのち、試験に合格することにより、子ども家庭ソーシャルワーカーに認められることとなります。なお、研修および試験は、2024年度から実施される予定です。

(表2) 各ルートの研修時間の内訳

研修名	受講対象	研修時間数(時間)				備考
		講義	演習	見学実習	合計	
指定研修	①②③	33	67.5	0	100.5	全員が受講
追加研修	①の一部	9	9	6	24	一定の実務経験がない場合
SW研修(1)	②	58.5	39	0	97.5	②相談援助実務経験者ルート
SW研修(2)	③	78	78	9	165	③保育所等保育士ルート

なお、研修カリキュラムの詳細は、厚生労働省のホームページに掲載されている資料(第53回社会保障審議会児童部会 資料6-2)をご参照ください。

厚生労働省ホームページ 第53回 社会保障審議会児童部会

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_31896.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_31896.html)



### 日本ソーシャルワークセンターが発足

2023年6月、一般財団法人日本ソーシャルワークセンターが発足しました。このセンターは、ソーシャルワークに携わる者の研修や、ソーシャルワーク専門職の資格にかかる試験、登録等に関する事業を行う団体となります。現在、子ども家庭ソーシャルワーカーの認定機関としての指定を目指し、準備を進めています。

本会は、ソーシャルワークの職能団体である日本精神保健福祉士協会、日本医療ソーシャルワーカー協会と、養成団体である日本ソーシャルワーク教育学校連盟と連携し、日本ソーシャルワークセンターの事業に参画していく予定です。

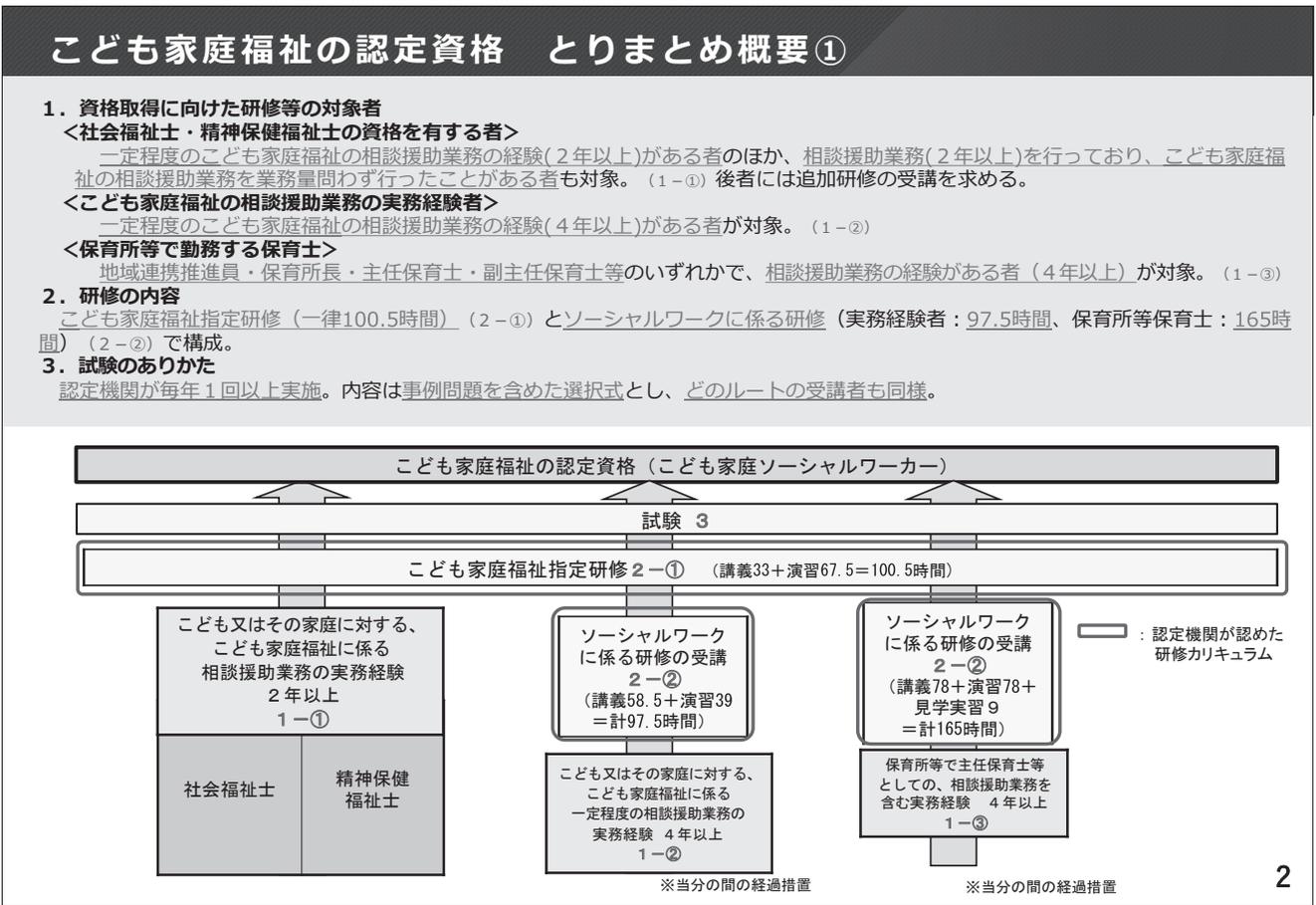
子ども家庭ソーシャルワーカーの資格創設は、子ども家庭福祉の支援を行う職員の資質向上の手段の1つですが、資格創設だけでは子ども家庭福祉を取り巻く諸問題を解決することは困難です。

資格の取得者が継続して学ぶ仕組みを含めたフォローアップ体制の整備、所属機関における人材育成あるいは人材交流が重要であるとの指摘もなされています。

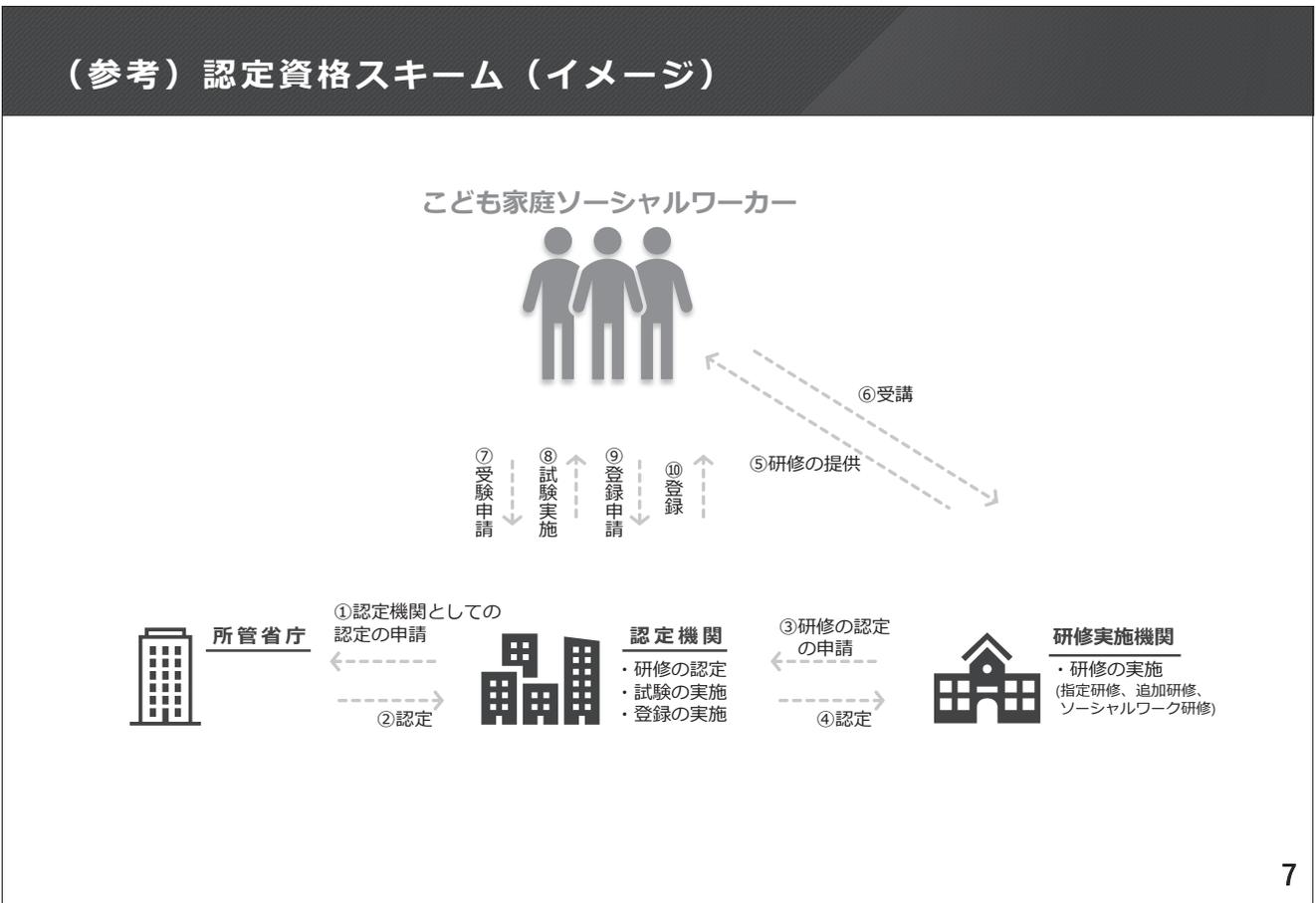
さらに、先の児童福祉法改正では「国家資格を含め、施行後2年を目途として検討」することが明記されていることから、2026年には、改めて検討の場が設置される見込みです。

本会では、子ども虐待の撲滅と子どもの権利擁護を推進する観点から、一人でも多くの社会福祉士が子ども家庭福祉分野の認定資格の取得に取り組んでもらえるよう、新しく立ち上がった日本ソーシャルワークセンターへの協力をしていく予定です。

(図1) こども家庭福祉の認定資格とりまとめ概要 出典：第53回社会保障審議会 児童部会 資料6-2



(図2) 参考：認定資格スキーム 出典：第53回社会保障審議会 児童部会 資料6-2



## 国際関係情報

### ■世界ソーシャルワークデー記念シンポジウム —ウクライナ避難民・難民に対するソーシャルワーク

公益社団法人日本社会福祉士会 理事 伊東 良輔

3月12日(日)にソーシャルワークの専門職団体として本会も参画している日本ソーシャルワーカー連盟(JFSW)の国際委員会が中心となり「ウクライナ避難民・難民に対するソーシャルワーク」と題して世界ソーシャルワークデー2023イベントを開催しました。世界中のソーシャルワーカーが参加できるように午後4時からZoomウェビナーを利用しオンラインセミナーで行いました。

司会は国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW)アジア太平洋会長の小原真知子氏(JFSW国際委員長)、パネリストのIFSW事務局長のローリー・トゥルエル氏、IFSWヨーロッパ地域国連委員長のヘルベルト・パウリシン氏、IFSWヨーロッパ会長のアナ・ラドウレスク氏、ウクライナ・ソーシャルワーカー協会会長のヤナ・メルニチュク氏、横浜市国際交流協会の門美由紀氏の5人がそれぞれの立場から「難民に対するソーシャルワーク」について発表し、ソーシャルワーカーとしてどのような支援ができるのか、どのような支援が求められているのかを確認するとともに、難民支援においても重要な「生活」を守るソーシャルワークの可能性について意見が交わされました。

ウクライナから参加したメルニチュク氏の報告中に警戒警報が発令される場面もあり、ロシア政府によるウクライナ侵攻はテレビの中で起こっていることではなく、同じ人間の生活の場で起こっている現実の危機なのだと感じました。

今回のシンポジウムに参加して、ソーシャルワーカーとして、クライアントの日々の生活を守ることの重要性はもちろん、紛争等により難民となったクライアントのアドボケーター(権利守護者)となるためにはより多くの知識・ネットワークが重要であることを理解することができました。

なお、この事業は、公益財団法人社会福祉振興・試験センター令和4年度福祉人材養成・研修助成事業の一環として実施されました。

### ■トルコソーシャルワーカー協会・シリアソーシャルワーカー協会によるトルコ・シリア地震被災地支援活動への義援金募集について

2月6日にトルコ南東部とシリア北部で発生した地震により、甚大な被害が出ています。私たち日本ソーシャルワーカー連盟(JFSW)は、被災者を支援するため、トルコソーシャルワーカー協会・シリアソーシャルワーカー協会への義援金の募集を行いました。5月17日時点で89件(個人・団体含む)より1,278,831円をお寄せいただき、心よりお礼申し上げます。

本義援金は、国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW)との協議により、シリアへの支援にも広げることとしています。

トルコソーシャルワーカー協会には、5月12日に支援活動のために直接義援金を送金いたしました。

シリアソーシャルワーカー協会には、必要な物資の提供や安全な地域への避難、難民支援等を行うためIFSW本部を通して送金予定です。

IFSWの取り組みの詳細は、以下のURLよりご覧ください。

IFSWホームページ <https://www.ifsw.org/>



### ■第27回IFSWアジア太平洋地域ソーシャルワーク会議の開催予定

2023年11月5日(日)から7日(火)に、第27回IFSWアジア太平洋地域ソーシャルワーク会議がフィリピン・セブで開催されることが決まりました。

詳しいご案内は本会ホームページでご紹介させていただきます。

# 新しく都道府県社会福祉士会に入会された皆さまへ

公益社団法人日本社会福祉士会 会長 西島 善久

2023年2月5日(日)に実施された第35回社会福祉士国家試験は、受験者数36,974人のうち16,338人が合格し、44.2%という過去最高の合格率となりました。

合格された皆さまおめでとうございます。

今後は、入会された都道府県社会福祉士会において、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士として実践と自己研鑽、会活動への参加をいただきますようお願いいたします。

日本社会福祉士会は、1993年1月、東京八王子に550人を超える仲間が集まり、任意団体として設立してから、今年で30周年を迎えます。

1996年4月に社団法人化し、2012年4月には47都道府県社会福祉士会を正会員とする連合体組織へ移行し、2014年4月に公益社団法人の認可を受けました。2023年4月現在、都道府県社会福祉士会所属会員数は4万4千人を超え、ソーシャルワーク専門職を有する公益法人として、その社会的責任は益々大きくなっています。

日本社会福祉士会は、日本精神保健福祉士協会、日本医療ソーシャルワーカー協会、日本ソーシャルワーカー協会とともに日本ソーシャルワーカー連盟(JFSW)を組織化し、国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW)に加盟しています。

昨年2月に開始されたロシア政府によるウクライナへの軍事侵攻により、ウクライナから安全を求めて国境を越え、難民となり避難している人びとをヨーロッパ地域のソーシャルワーカーたちが支援しています。JFSWはこの活動に賛同し、活動に活用していただけるよう義援金を集め、現地に送金しました。

また、本年2月にトルコ南東部とシリア北部で発生した地震により甚大な被害が発生し、現地では、ソーシャルワーカーによる被災者への支援活動が行われています。JFSWは、トルコソーシャルワーカー

協会・シリアソーシャルワーカー協会の活動を支援するために義援金募集を5月31日まで行っています。

一方、国内においては、3年という長期間に渡り継続した新型コロナウイルスの感染拡大も減少に転じ、3月半ばからはマスクの着用が個人の判断に委ねられるとともに、5月8日からは感染症法上の位置づけが2類から季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げられるなど収束に向けた政策が進められていますが、第9波が来ることも否定できず、感染状況を踏まえた適切な対応が求められます。

コロナ禍が長期化することに伴い、さまざまな生活課題が各地で顕在化しています。これらの課題に対して、私たち社会福祉士は、ソーシャルワークの倫理と価値を改めて確認し、その実践を展開していく必要があります。

本年7月には第31回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会を大分県別府市で開催します。全国の会員が集う本大会に、新入会員の皆さまにも是非ご参加いただき、ソーシャルワーカーとしてともに学び、繋がる機会にさせていただければ幸いです。

地域共生社会の実現に向けて、社会福祉士には、包括的な相談支援体制および住民主体の地域課題解決体制を構築するための実践力の向上が求められています。

日本社会福祉士会は、正会員である都道府県社会福祉士会との連携をはかりつつ、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域共生社会の実現に向け、さまざまな課題へ対応していくよう努めてまいります。

新入会員の皆さまが社会福祉士会の諸活動へ積極的に参加され、ともに学び、ともに成長していけることを期待しています。

## e-ラーニング講座のご案内

本会では、会員の皆さまを始めソーシャルワークに関心のある方に向けて、社会福祉士の業務に役立つ講義などをe-ラーニング講座として提供しています。

講座の内容は、ソーシャルワークの理論・アプローチから最新の制度等の動向に関することなどまで多岐にわたります。2023年5月現在、101のコンテンツを配信しています。

各コンテンツは、視聴するだけで修了するものと、研修の講義部分として配信しているものがあります。「独立型社会福祉士研修」「リーガル・

ソーシャルワーク研修」「マクロソーシャルワーク研修」「倫理綱領・行動規範研修」などでは、コンテンツの視聴が研修プログラムの一部となっています。これらは、コンテンツの視聴だけでは研修を修了したことにはなりませんので、ご注意ください。

次の一覧は、2022年度以降2023年5月12日までに新たにアップロードしたコンテンツのうち、視聴（小テストを含む）だけで修了するものです。

今後も新たなコンテンツをアップロードしていく予定です。是非ご活用ください。

配信開始日	講座名と内容
2023年5月12日	<b>依存症（アディクション）における対象者理解と家族の支援</b> 依存症について理解を深める導入のための講座です。依存症対象者の背景、依存症の家族を持つ方がたへの支援者に求められること等を理解することを目的に、依存症の基礎知識、依存症対策、依存症のリハビリ、依存症に対応するワーカーの支援について解説します。
2023年4月27日	<b>ソーシャルワーク論</b> 初任者向けのソーシャルワーク論に関する基礎的な内容の講義です。これからソーシャルワーク論を学ぶ方や、ソーシャルワーク論を学び直す方におすすめのコンテンツです。
2023年3月20日	<b>ソーシャルワークとしての調査と研究—ソーシャルワーク・リサーチの考え方と進め方—</b> ソーシャルワークを基盤とするリサーチの考え方、進め方の手順について解説したソーシャルワーク・リサーチの理論編です。
2023年3月20日	<b>ソーシャルワーク実践のための量的研究法—実践編—</b> 実際のソーシャルワーク・リサーチの事例を紹介しながら、具体的な方法を学ぶ実践編です。
2023年2月3日	<b>システム理論</b> ソーシャルワーク理論・アプローチ方法の学習としてご活用いただけます。「認定社会福祉士認定研修」の受講者におすすめの内容です。
2023年1月30日	<b>第4次犯罪被害者等基本計画について</b> 本講座では、基本計画の根拠となっている犯罪被害者等基本法の概要を説明するとともに、第1次基本計画から踏襲されている4つの基本方針と5つの重点課題、第3次基本計画までの取組及び第4次基本計画の内容等について解説します。
2022年11月18日	<b>障がい者の意思決定支援</b> 障がい者の意思決定支援について学びます。
2022年11月17日	<b>2022年度児童福祉法等の改正について</b> 本講座では、児童福祉法の概要と法改正の流れを説明したのち、2022年度の児童福祉法改正のポイントについて解説します。

2022年6月7日

## 実習指導者アップデート講座

2021年4月より、社会福祉士養成カリキュラムが変更となりました。本講座では、実習指導が「ソーシャルワーク実習」ではどのように変更となったのかについて、「実習指導概論」「実習マネジメント論」「実習プログラミング論」「実習スーパービジョン論」の概要を説明します。

## e-ラーニング講座の視聴方法

### 視聴ページへのアクセス方法

① 日本社会福祉士会トップページの右側上部の「e-Learning 講座開講中」をクリック



④ 「講座一覧」から講座を選びます。



② 下記ページ上段の「視聴を希望する方はこちら」をクリック



⑤ このような画面で再生されます。



※基礎研修のe-ラーニング講座には字幕がついています。

③ ID・パスワードを入力



e-ラーニング講座の視聴には、ID・パスワードが必要です。新たに入会された方と更新会員証をお送りしている方には、会員証とあわせて生涯研修制度管理システムのID・パスワードを書面にて郵便でお送りしています。e-ラーニング講座のID・パスワードはこの生涯研修制度管理システムのものと共通です。

ID・パスワードがご不明な場合は（e-learning@jacsw.or.jp）までお問い合わせください。

連載④(最終回)

# 認定社会福祉士をとろう！

～認定研修を受けよう～

2022年9月号 (No.205) から、取得ルート、スーパービジョンおよび研修受講単位について説明してきました。今回は、認定社会福祉士認定研修 (以下「認定研修」) を中心に説明します。

## 認定社会福祉士認定研修とは

認定研修は、取得ルートのうちの「認定研修ルート」の最後に位置づけられた研修です。(図1)

認定社会福祉士の取得には、認められた機関での研修30単位 (共通専門研修10単位、分野専門研修10単位、スーパービジョン実績10単位) の取得が必要です。一方、認定研修ルートでは、各ルートで定める18単位相当の単位を取得した上で、12単位相当の研修としての認定研修を履修します。

認定研修は、認定社会福祉士認定申請者と同等以上の実践力があることを担保することを目的としてプログラムが設定されています。

具体的には、認定社会福祉士としての実践レベルに到達できるよう、認定社会福祉士に必要な経験 (質的基準) として示した「個別レベル」「組織レベル」「地域レベル」のうち、1つ以上のレベルについて、倫理綱領に基づき、理論やモデルを踏まえた高度な知識と熟練した技術を用いて相談援助実践が行えること、またその振り返りができること、さらにその言語化ができることを到達目標とします。

## 認定研修の枠組み

認定研修は、受講決定後の自宅学習で事前課題に取り組みます。次に2日間のオンライン研修を受講します。その後、自宅学習で事後課題に取り組み、修了判定を受けます。(表1)

具体的には、自宅学習Ⅰでは、ワークブックを活用したソーシャルワーク実践における基礎的知識を再確認し、自身の実践を振り返り、出題された課題への取り組みなどを行います。

オンライン研修では、事前課題を活用した演習を行います。ここでは自身の実践について根拠や専門的な技術をもって適切に判断・行動ができていたかを振り返ります。

その後の自宅学習Ⅱでは、オンライン研修を踏まえて自身の実践を再度省察し、事後課題を作成し提

出し、修了判定を受けます。

## 認定研修の受講

認定研修は、毎年、本会と日本医療ソーシャルワーカー協会との共催により、2つの日程で開催しています。所属団体を問わず、どちらが運営するものでも受講申込みをすることができます。募集案内は各団体のホームページにて周知されます。

認定研修の受講には、次の5つを満たしている必要があります。

- ①社会福祉士資格を有すること
- ②日本社会福祉士会の正会員または日本医療ソーシャルワーカー協会の正会員であること
- ③社会福祉士取得後、相談援助実務経験が過去10年以内に5年以上あること。このうち、社会福祉士を取得してからの実務経験が複数の分野にまたがる場合、認定を受けようとする分野での経験が2年以上あること
- ④別に例示する実務経験があること
- ⑤各ルートで定める必要な研修単位を取得していること

## 認定研修修了後の流れ

認定研修を修了したら、いよいよ認定社会福祉士認証・認定機構に認定社会福祉士の申請をすることになります。

認定申請は、毎年9月1日～9月30日が申請受付期間です。申請要件や必要な書類等については、認定社会福祉士認証・認定機構のホームページをご確認ください。

認定審査の結果 (合格、不合格) は、翌年2月初旬頃に届きます。合格証が届きましたら、2月末までに認定社会福祉士登録機関 (日本社会福祉士会) に名簿登録申請をします。名簿登録がなされると登録証が交付されるとともに、日本社会福祉士会のホームページに名簿が公開されます。

図1 認定社会福祉士取得ルート

共通専門研修、分野専門研修は機構が認証した研修で、大学や職能団体等が開催しています。

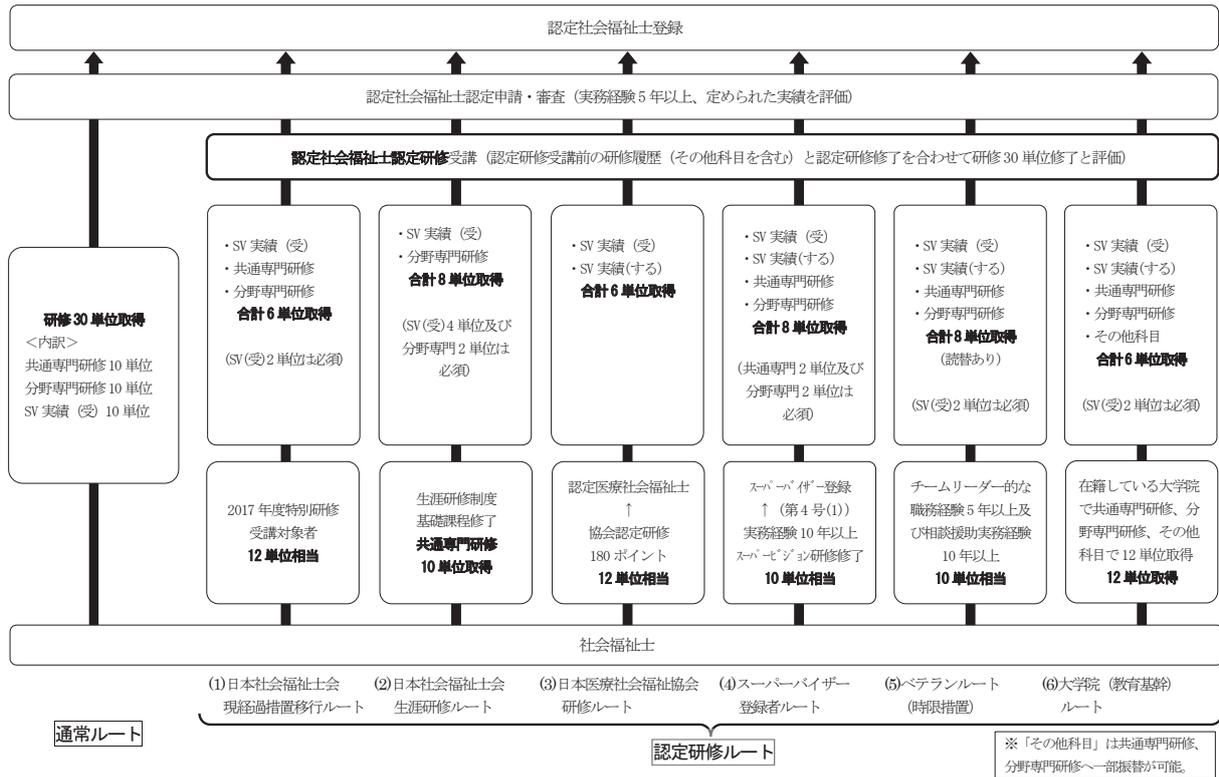


表1 認定研修の基本フレーム (12単位)

区分	単位	内容	備考
1. 受講決定		事前課題等を提示	研修開始
2. 自宅学習Ⅰ	8単位	事前課題1, 2, 3の作成・提出 録画講義の視聴	作成期間 約2か月間 研修1週間前
3. オンライン研修	1単位	オンライン研修/事前課題を活用した演習 (知識等の確認、実践の振り返り)	2日間
4. 自宅学習Ⅱ	3単位	録画講義の視聴 事後課題4の作成・提出	作成期間 約1か月間
5. 修了評価		自宅学習Ⅰ、Ⅱ、Web研修に基づく総合評価	修了判定、合否通知、研修終了

### 認定社会福祉士を目指そう

1年間にわたり基礎研修ルートを中心に、認定社会福祉士の取得について説明をしてきましたが、いかがでしたでしょうか。他の取得ルートについては、本会ホームページに掲載している『認定社会福祉士取得のすゝめ』をご覧ください。

認定社会福祉士制度は、「より専門的な対応ができる人材を育成するため、専門社会福祉士及び専門介護福祉士の仕組みについて早急に検討を行う」という社会福祉士及び介護福祉士法の改正時の付帯決議として社会的要請から生まれました。

より専門的な対応ができる社会福祉士であることの証明である認定社会福祉士の取得を目指しましょう。

## 成年後見システム

業務フローに沿った情報管理で「わかりやすく・簡単」管理  
ご経験をつまれた方からこれから始められる方まで成年後見業務を力強くサポート。

**TYPE H**

社会福祉士様  
各種法人様向け

**TYPE P**

都道府県社会  
福祉士会会員様向け

機能とポイント

- 家裁申立・報告書類作成
- 基本情報登録(身上監護項目)
- 財産管理
- 出納帳
- 業務日誌
- 預り品管理
- スケジュール管理
- 後見収支プランニング機能
- 後見終了後の財産引渡用受領書ひな型
- 書式カスタマイズ機能

通常価格の約半額! **特価キャンペーン実施中!**

ラインナップ	キャンペーン価格
成年後見システムTypeH・P(ライト版)	30,800円(税・送料込)
成年後見システムTypeH・P(スタンダード版)	52,800円(税・送料込)

※ライト版は被後見人の案件管理件数が3件まで、スタンダード版は無制限です。  
※キャンペーン期間は2024年3月末日までです。詳しくはホームページをご確認ください。

法律とコンピューター

**株式会社リーガル**

https://www.legal.co.jp/

本社 TEL 089-957-0494

東京営業所 TEL 03-5360-1755

名古屋営業所 TEL 052-856-2090

大阪営業所 TEL 06-6940-3440

福岡営業所 TEL 092-432-9078

## 大分大会 まもなく開催 申込み延長中!

公益社団法人大分県社会福祉士会 会長 白田 晃久

第31回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会 大分大会

【開催日】2023年7月1日(土)～2日(日)

【会場】別府国際コンベンションセンター<ビーコンプラザ>

【テーマ】現実社会と向き合うソーシャルワーク

—「たがいに・ささえあい・つながり」を目指して—

参加申込みをすぐにしたい  
方はこちらからどうぞ!



第31回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会大分大会の開催まであとわずかとなりました。この大分の地で、多岐にわたるソーシャルワーカーの役割、そして大会テーマである「現実社会と向き合うソーシャルワーカー『たがいに・ささえあい・つながり』を目指して—」について、皆さまと語り合える日もまもなくです。

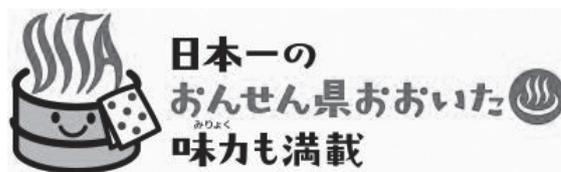
現在、申込期間を6月30日(金)まで延長しています。

当日会場にお越しになれない方も後日オンデマンド配信でご覧いただけますのでぜひご参加ください。

お申込みは右の大会特設サイトをご覧ください。

【大会特設サイト】

<https://oita-csw.or.jp/pr/>



## 2024年度の全国大会・栃木大会の大会テーマが決定しました

一般社団法人栃木県社会福祉士会 会長 松永 千恵子

### 大会テーマ これからの地域共生社会を担う社会福祉士としての挑戦 ～いちご一会をつなぎ未来を描いてゆく～

2024年度に開催する栃木大会の大会テーマが決定しました。

地域共生社会は現在の福祉を表す重要なキーワードです。この地域共生社会の施策において、社会福祉士は中核的な役割を担うことになりました。この新しい役割のため、クライアントとどのように関わり、何ができるのか、何をすべきなのか、と真摯に考え挑戦する社会福祉士像を想像し「挑戦する」という言葉を使いました。

サブテーマに使われている「いちご一会」は、栃木国体(2022)や旅行支援で使用されたキャッチフレーズで、栃木にゆかりのある言葉です。栃木県の名産である「いちご」と「一期」を掛けて、「一期一

会」の人との出会いを大切にするソーシャルワークから、人びとの明るい未来を作り上げていく社会福祉士でありたいと願い、このサブテーマとしました。

2024年の栃木大会では、「地域共生社会」の今を学び、語り合えるよう準備を進めて参ります。皆さま、ぜひお越しください。

【日程】2024年6月22日(土)～23日(日)

【会場】ライトキューブ宇都宮  
(栃木県宇都宮市)

# 2022年度臨時総会を開催しました

2023年3月18日(土)に、本会事務局(東京都新宿区)とZoom会議室を活用し、2022年度臨時総会を開催しました。議事次第は次のとおりです。

## I 議案

- 第1号議案 子ども家庭ソーシャルワーカー(仮称:認定資格)の創設に伴う試験・認定・登録にかかる機関の設立について(案)
- 第2号議案 正会員に対する活動助成に関する規則の一部改正

## II 理事会報告

- 第1号報告 2023年度事業計画
- 第2号報告 2023年度収支予算
- 第3号報告 次期綱紀委員会委員選任報告
- 第4号報告 第33回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会(島根大会)

## III 事務連絡

- 第1号事務連絡 規程類改正
- 第2号事務連絡 第31回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会(大分大会)
- 第3号事務連絡 第32回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会(栃木大会)
- 第4号事務連絡 その他
  - (1) 正会員に対する助成活動 募集要項
  - (2) 子ども家庭福祉アセスメントガイドブック
  - (3) トルコ・シリア地震被災地支援活動への義援金募集について(お願い)

第1号議案は、西島会長から子ども家庭ソーシャルワーカー(仮称:認定資格)の創設に伴う試験・認定・登録にかかる機関(以下「子ども家庭機関」)を設立するため一般財団法人の定款(案)、事業計画(案)および予算(案)等について説明しました。本総会前日に関係団体を通じ、子ども家庭機関の事業内容に関して意見が届いたため、意見を反映した定款(案)および予算(案)について口頭で追加説明しました。出席者からは、意見を反映した定款(案)や予算(案)を本総会とは別に審議する機会を設けるべきではないかなどの意見が出されました。そのため、総会を10分間休会し、再度審議内容について理事で協議を行いました。再開後、西島会長から、定款(案)にある事業項目として、子ども分野以外の研修が想定されているように解釈ができる点及び「令和6(2024)年度予算」については、審議から外すことで承認いただきたい旨を説明しました。加えて、2024年度からの事業を開始するため2023年度の早い時期に子ども家庭機関を設立する必要があること、子ども家庭機関は、本会、日本精神保健福祉士協会、日本医療ソーシャルワーカー協会、日本ソーシャルワーク教育学校連盟が構成団体となるため、各団体の機関決定が必要であることを説明し、関係団体からの意見及び西島会長の説明を反映した修正定款(案)と予算(案)については可決されました。

第2号議案は、中島副会長から正会員に対する活動助成の開始時期を変更する正会員に対する活動助成に関する規則の一部改正について提案がなされ、可決されました。

第1号報告および第2号報告では、2023年度の事業計画および予算を安藤副会長、中田副会長から説明しました。第3号報告では、安藤副会長から、2023年度から2024年度までを任期とする綱紀委員会委員10名が第11回理事会で承認されたことを報告しました。第4号報告は、中田副会長から第33回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会(島根大会)の決定までの経緯を報告し、山本尚樹島根県社会福祉士会会長から2025年7月5日(土)、6日(日)に松江市での開催に向けて準備を始めたことを報告しました。

また、事務連絡では、第31回大分大会(本年7月開催)の準備状況を白田晃久大分県社会福祉士会会長から、第32回栃木大会(2024年開催)の準備状況を松永千恵子栃木県社会福祉士会会長から、それぞれご報告いただきました。最後に、伊東理事からトルコソーシャルワーカー協会・シリアソーシャルワーカー協会によるトルコ・シリア地震被災地支援活動への義援金募集の協力を依頼しました。

総会議案資料集および議事録は、ホームページに掲載しています。

## 2023年度通常総会の議案について

2023年6月17日(土)に鉄鋼会館(東京都中央区)にて、第35回通常総会を開催します。議事次第(予定)は次のとおりです。議案資料集は、ホームページに掲載しています。議事録は後日掲載予定です。

### I 議案

- 第1号議案 2022年度決算報告
- 第2号議案 役員選任案

### II 理事会報告

- 第1号報告 2022年度事業報告
- 第2号報告 こども家庭ソーシャルワーカーの認定機関について
- 第3号報告 2024年度予算・制度に関する提案書
- 第4号報告 2022年度声明及び関係行政機関等への意見・要望等の状況

### III 事務連絡

- 第1号事務連絡 規程類改正
- 第2号事務連絡 第31回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会(大分大会)
- 第3号事務連絡 第32回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会(栃木大会)
- 第4号事務連絡 (2027年度)第35回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会  
奈良県社会福祉士会からの立候補について
- 第5号事務連絡 2022年度事務局代表者会議開催報告
- 第6号事務連絡 その他

## 2022年度補助金・助成金事業報告

### 高齢者虐待対応マニュアルの改訂について

本会では、国委託事業である「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について(高齢者虐待対応マニュアル)」改訂に係る調査等業務を受託しました。

#### 1 マニュアル改訂に向けた検討

##### (1) 高齢者虐待対応業務運用状況調査等【調査】

高齢者虐待対応マニュアル改訂にあたり、養護者及び養介護施設従事者による虐待対応プロセスにおける自治体の役割(実務)を把握するとともに、高

齢者虐待対応マニュアルの活用状況等を把握することを目的に、2022年8月31日から10月14日にかけて都道府県・市町村に対して悉皆調査を実施しました。(市町村:回収率94.0%、都道府県:回収率93.6%)

##### (2) ヒアリング調査

養護者及び養介護施設従事者等による虐待対応プロセスにおける市町村と都道府県の実務(役割)について、高齢者虐待の実態把握等のための調査結果および(1)の悉皆調査結果を参考に自治体を選出

し、7自治体に対してヒアリング調査を行いました。

### (3) 実態把握等調査研究事業結果の再分析

高齢者虐待対応を行うにあたって、自治体の課題等について「高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業」の結果を分析し、高齢者虐待対応業務の理解の促進に資するよう、「よくある質問」として、FAQ形式にまとめました。

### (4) 関連調査研究、研修プログラム等の検討

高齢者虐待対応に関する調査研究、研修プログラム、手引き等を検討し、マニュアルへの反映を行いました。

### (5) 省令改正、通知文等の整理

平成30年3月改訂後の高齢者虐待対応関連の通知文等を、資料として整理しました。

## 2 マニュアルの改訂

プロジェクト委員会および作業委員会において、追加修正項目として抽出された点についてマニュアルの本文、FAQ等に掲載する改訂文案の検討および作成を行いました。

## 3 スライドの作成

改訂したマニュアルの内容を基本とし、自治体が「高齢者虐待対応の基本」「養護者による虐待防止」「養介護施設従事者等による虐待防止」について、研修等で活用できるよう、スライドを作成するとともに、研修で活用可能なノートを作成しました。

当マニュアルは、厚生労働省のホームページにて公開されています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200478\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200478_00002.html)

## ソーシャルワークの実践現場における デジタル技術の活用促進に関する調査研究事業

本事業は、令和4年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業）の交付を受け、実施しました。

都道府県社会福祉士会に所属する社会福祉士を対象とした量的調査（3,000人抽出）からは、ソーシャルワークの実践現場の社会福祉士のデジタル技術の活用について、メール、インターネットでの情報収集、Zoom等のビデオ会議システムの活用は一般化されたことが確認されました。一方で、それ以外のSNS、動画配信サイト、AI（人工知能）、クラウド、データ分析ソフト、音声認識ソフト、センシング技術等は活用されていない実態が明らかになりました。調査結果からは、①デジタル技術活用に困難感を持つ対象者（クライアント）の存在、②所属組織の状況・考え方による影響、③ソーシャルワーク実践を展開する社会福祉士の意識などに課題があることが整理されました。

また、5つの団体を対象としたヒアリング調査（先進事例の分析）からは、それぞれの団体が直面している社会課題や地域課題の解決に向けたソーシャルワーク実践の手段の一つとして各種のデジタル技術の特性を活かした実践がされていることが明

らかになりました。具体的には、デジタル技術の活用によって、①ソーシャルワーク実践の発信力強化、②新たな相談窓口やアウトリーチの手法としての可能性、③デジタル技術を活用した社会福祉士の可能性が示唆される結果となりました。「紙かデジタル技術か」の二項対立ではなく、デジタル技術を踏まえた「組み合わせ」を検討することによって、クライアントの状況にあわせた必要な支援につながる情報発信等が可能になることが示唆されました。

昨今、OpenAIが開発したChatGPT（チャットジーピーティー）など、Web上で自然な文章を生成するチャットサービスが注目を集めていますが、先進的なデジタル技術がソーシャルワーク実践における応用の可能性にどれだけ寄与できるのかを検証したり、そのための技術を開発したりすることは、クライアントの利便性の向上、クライアントの参加機会の確保、クライアントのQOLの向上等に資するものと考えられます。ソーシャルワーク実践におけるデジタル技術の活用については、今後も継続して検証する必要があります。

詳しくは、本調査研究事業の報告書（本会ホームページの助成・補助事業のページ）をご覧ください。

# 介護保険施設における社会福祉士の活用状況と有効性に関する調査研究事業

本会は、令和4年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業）として、介護保険施設における社会福祉士の活用状況と有効性に関する調査研究事業を実施しました。介護保険施設における社会福祉士の活用状況に関する実態把握をし、有効性を明らかにすることができましたので、その一部を報告します。

本調査では、介護老人保健施設における支援相談員として勤務する社会福祉士の有資格者とそれ以外の者との比較において、定量的かつ定性的に有効性を明らかにすることができました。

量的調査の結果は、次のとおりです。

- ① 社会福祉士の支援相談員が配置されている施設では、在宅復帰・在宅療養支援機能指標のうち、「在宅復帰率」「ベッド回転率」「喀痰吸引の実施を要する入所者割合」の指標で統計的な有意差が確認されました。

これにより、社会福祉士の配置によって介護老人保健施設の機能をより良く発揮することを定量的に示すことができました。

また、社会福祉士の支援相談員が配置された当該施設の平均入所日数が、未配置に比べて短い傾向がみられていることからこのことを裏付ける結果となりました。

- ② 社会福祉士の支援相談員が配置されている施設では、支援相談員の業務に関連する加算のうち、「入所前後訪問指導加算（Ⅱ）」「退所時情報提供加算」「入退所前連携加算」「かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）（Ⅱ）」の算定で統計的な有意差が確認されました。

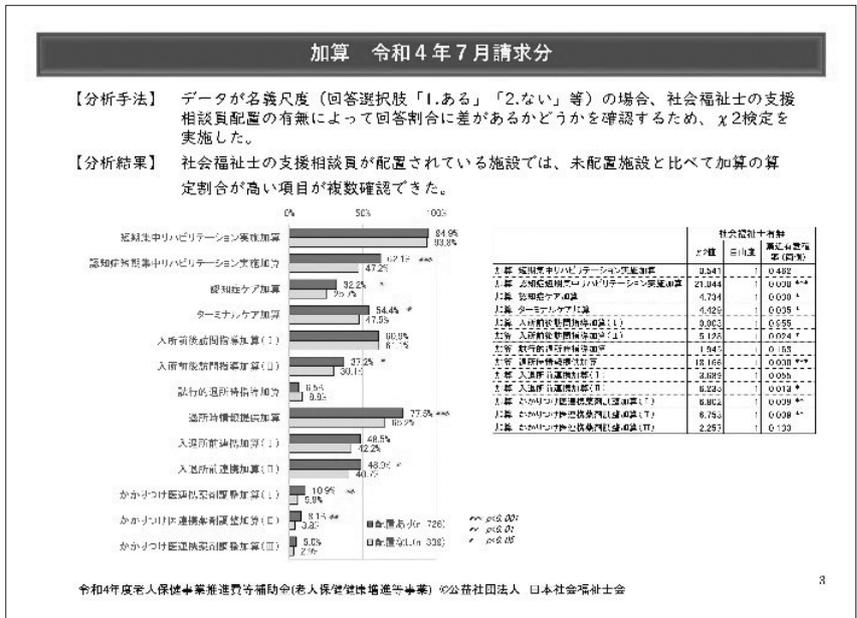
これにより、社会福祉士の配置によって居宅介護支援事業者等との密接な連携が推進されることが定量的に示されました。

- ③ 社会福祉士の支援相談員が配置されている施設では、全14の支援相談員の取り組みのうち、「施設内の他の専門職との連絡調整」「退所前後訪問」「地域住民や民生委員等との関わり」「地域貢献活

動業務」「利用者の家族への支援等」において統計的な有意差が確認されました。

さらに、社会福祉士の支援相談員が配置されている施設では、全14項目に取り組んでいる割合が未配置施設に比べ高く、統計的に有意差も確認されました。

このほか支援相談員としての定性的な有効性をはじめ、介護老人福祉施設における社会福祉士の取り組み等を報告書にとりまとめています。報告書は本会ホームページの助成・補助事業のページをご覧ください。



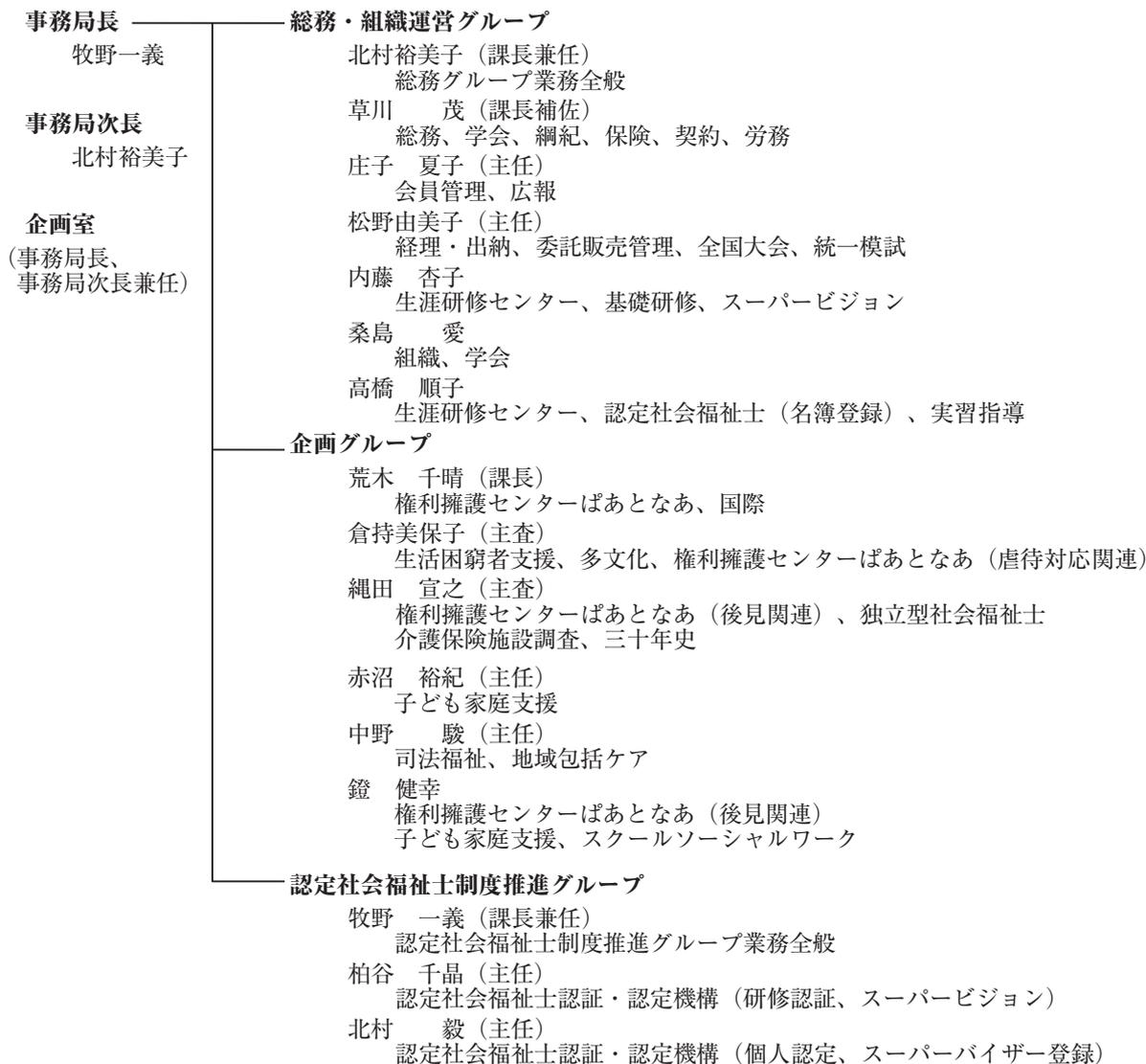
2023年度 公益社団法人日本社会福祉士会 行事予定表 (変更となる可能性があります)

月	日	企画名	会場	都道府県社会福祉士会からの派遣	都道府県社会福祉士会推薦のある研修・会議等	規模等
4	15 23	第1回業務執行理事打合せ 第1回理事会 実習指導者フォローアップ研修1日目	本会事務局 オンライン			
5	7 13 14 20	実習指導者フォローアップ研修2日目 スーパーバイザーフォローアップ研修 第1回全国生涯研修委員会議 第2回業務執行理事打合せ、第2回理事会、役職選考会	オンライン オンライン オンライン 本会事務局	○		45人 47都道府県社会福祉士会
6	17 25	第35回通常総会 第3回理事会 第1回全国生涯研修センター協議会	東京都内 オンライン	○		15人
7	1 1-2 15	第3回業務執行理事打合せ 第31回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会(大分大会) 第4回業務執行理事打合せ、第4回理事会	大分県別府市 大分県別府市 本会事務局			
8	11 19 20 26	倫理綱領・行動規範研修講師養成研修 第5回業務執行理事打合せ、第5回理事会 児童家庭支援ソーシャルワーク研修(1回目) 児童家庭支援ソーシャルワーク研修(2回目)	オンライン 本会事務局 調整中 調整中		○	
9	2 2-3 9-10 23	第6回理事会 都道府県社会福祉士会会長会議 スーパーバイザー養成研修 第2回全国生涯研修委員会議	東京都内 東京都内 東京都内 東京都内	○	○	47都道府県社会福祉士会
10	21	第6回業務執行理事打合せ 第7回理事会	本会事務局			
11	3 18	第2回全国生涯研修センター協議会 第7回業務執行理事打合せ 第8回理事会	オンライン 本会事務局	○		15人
12	16	第8回業務執行理事打合せ 第9回理事会	本会事務局			
1	20	第9回業務執行理事打合せ 第10回理事会	本会事務局			
2	3 10-11	第10回業務執行理事打合せ 第11回理事会 2023年度基礎研修講師養成研修	本会事務局 オンライン		○	
3	16	第12回理事会 臨時総会	東京都内			

○開催日が未定の本会行事予定

月	日	企画名	会場	都道府県社会福祉士会からの派遣	都道府県社会福祉士会推薦のある研修・会議等	規模等
未	未	生活困窮者支援ソーシャルワーク研修 移管説明会	オンライン	○		47都道府県社会福祉士会
8	未	リーガル・ソーシャルワーク研修 都道府県移管説明会	オンライン	○		47都道府県社会福祉士会
12	未	司法福祉全国研究集会	オンライン			
未	未	自殺総合対策関連研修	オンライン			
未	未	生活困窮者支援ソーシャルワーク研修	オンライン			100人
2	未	リーガル・ソーシャルワーク研修	オンライン			
2	未	生活困窮者支援ソーシャルワーク全国研究集会	オンライン			
未	未	独立型社会福祉士全国実践研究集会	オンライン			
未	未	独立型社会福祉士研修	オンライン			
未	未	高齢者・障害者虐待対応に関する事業説明会	調整中	○		47都道府県社会福祉士会
未	未	スクールソーシャルワーク全国実践研究集会	調整中			
未	未	スクールソーシャルワーク実践アドバイザー研究交流集会	調整中		○	
未	未	スーパーバイザーリーダー研修(仮)	調整中		○	
未	未	地域共生社会の実現に向けた実践力養成研修	調整中			
未	未	地域共生社会の実現に向けた実践力養成研修(講師養成研修)	調整中		○	
未	未	全国実習指導者講習会担当者会議	調整中			
未	未	事務局代表者会議	オンライン	○		47都道府県社会福祉士会
未	未	都道府県ばあとなあ連絡協議会	オンライン	○		47都道府県社会福祉士会
未	未	正会員事務局職員向け研修(仮称)	オンライン	○		47都道府県社会福祉士会
未	未	都道府県士会体制整備支援連続勉強会(仮称)	オンライン		○	47都道府県社会福祉士会
未	未	認定社会福祉士認定研修	オンライン			

# 事務局組織図 (2023年4月1日現在)



## 学会関連情報

### 研究誌『社会福祉士』第31号の論文等募集

7月1日(土)より研究誌『社会福祉士』第31号の論文等を募集します(締切9月1日(金)必着)。執筆要領などの詳細は本ニュースに同封の案内をご覧ください。また、本会ホームページにも同内容の案内を掲載します。都道府県社会福祉士会会員の皆さまの積極的な投稿をお待ちしています。

## 四谷事務局だより

### 行事予定・カレンダー

#### 6月

- 3日(土) 第1回多文化ソーシャルワークプロジェクト
- 17日(土) 第35回通常総会  
第3回理事会
- 18日(日) 生涯研修センター企画・運営委員会
- 25日(日) 第1回生涯研修センター協議会

#### 7月

- 1日(土) 第3回業務執行理事打合せ
- 1日(土)～2日(日) 第31回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会(大分大会)
- 2日(日) 第2回学会運営委員会
- 15日(土) 第4回業務執行理事打合せ

- 第4回理事会
- 16日(日) 生涯研修センター企画・運営委員会

#### 8月

- 11日(金) 2023年度倫理綱領・行動規範講師養成研修
- 19日(土) 第5回業務執行理事打合せ  
第5回理事会
- 20日(日) 生涯研修センター企画・運営委員会
- 26日(土) 第3回学会運営委員会

### 都道府県社会福祉士会 会員情報

4月30日付 会員数	44,001人
4月中 入会 会員数	867人
前年同月会員増減数	294人増
前年同月会員増減率	0.67%増